

# 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、住民票又は戸籍謄本などを第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者）に交付したとき、交付したことの通知が欲しいと事前に登録していた人に対して、その事実を通知するものです。

※本人等とは：（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者（戸籍関係）、本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属  
住民票の写しなどの交付事実を通知することにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報等の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されます。

■事前登録ができる方  
①本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている人（住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた人を含む。）

②本町が作成した戸籍に記録されている人（戸籍から除かれた人を含む。）ただし、死亡した人、失そう宣告を受けた人は対象としません。

■登録期間  
受付日の翌日から3年間としてきましたが、平成27年12月15日より、3年間の登録期間を廃止し、これにより登録更新手続きが不要になりました。なお、平成27年12月14日以前に登録していただいた方につきましては、登録の更新をしていただく必要はありません。

■事前登録に必要なもの  
・登録する方の本人確認書類（運転免許証・パスポート・顔写真入り）の住民基本台帳カード等）  
・代理人の場合は、代理人選任届及び登録する方と代理人の本人確認書類  
・法定代理人の場合は、戸籍謄本等の資格を証明する書類及び登録する方と法定代理人の本人確認書類  
・印鑑

# 11月・12月は町税・県税の「合同滞納整理強化月間」です 滞納は放置しないでください 一度差押えた財産については完納するまで解除しません

■地方税回収機構とは  
高額の滞納税金の徴収を専門に行う組織で、滞納案件を町から引継ぎ、滞納者宅の捜索や不動産・預金・給与等差押、公売等の法的処分を行っている組織です。

■滞納を放置しておく  
町税を滞納すると、納付期限内に納付された納付者との公平性が確保できません。そのため、町では、公正・公平性を確保するため、督促や催告により納付を促しても納付しない滞納者に対し、和歌山地方税回収機構と合同で、地方税法などに基づく預貯金、給与、不動産などの差押えを行うこととしています。

また、昼間仕事の都合等の理由で役場へ来庁できない場合は、電話連絡をください。

## ■地方税回収機構とは

高額の滞納税金の徴収を専門に行う組織で、滞納案件を町から引継ぎ、滞納者宅の捜索や不動産・預金・給与等差押、公売等の法的処分を行っている組織です。

詳しくは税務課 税務班（☎23-7734）まで



# 国民年金保険料控除証明書は 申告時に必要です

国民年金保険料は、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の適用を受けるため

には、保険料を納めたことを証明する書類を添付することが義務付けられています。

11月上旬に社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されますので、申出を行うまで大切に保管してください。控除証明書が送られてこない場合は、和歌山西年金事務所まで直接ご連絡ください。

■扶養親族等申告書は期限までに提出してください。  
老齢や退職による年金（課税対象となる年金額）を受給されている方には、11月上旬までに、日本年金機構より「扶養親族等申告書」が送付されます。

この「扶養親族等申告書」は、翌年の年金からの所得税の源泉徴収税額を決めるものです。  
▼詳しくは、和歌山西年金事務所 国民年金課（☎073-447-1688）まで

※時間帯によつてつながりにくい事があります。ご面倒ですが、何度かお問い合わせください。

# ご協力ありがとうございました 恋しようよinひろがわ

町 初めての婚活イベント「恋しようよinひろがわ」が9月25日（日）午前9時30分から、町民体育館及び周辺で開催しました。

和歌山県各地や遠くは大阪府高石市から男女60名が広川町に集結しました。緊張した面持ちの女性、彼女をさがすぞと意気込む男性、参加者の表情が色々見られました。イベントが始まると男女とも会話が弾み、楽しい雰囲気会場が満ちあふれていました。

カップリング発表では、番号が呼ばれ、喜びのあまり飛び上がり司会者とハイタッチをする男性、恥ずかしそうに横に並ぶ女性、初々しいカップルの姿が見られました。カップルになられた皆さん、お互いを思いやり、この縁を大切に育んでいただければと思います。

最後に、同イベントにご協力くださいました皆さんありがとうございました。

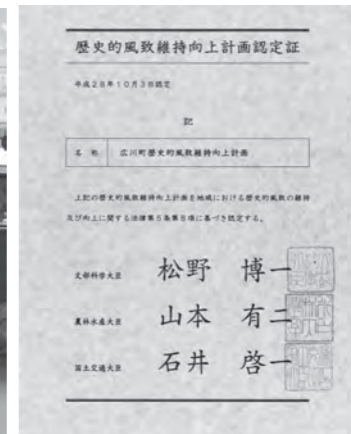
## 最終結果報告

■参加者数  
男性 29名  
女性 31名 合計 60名  
■カップル成立数  
全体 14組（内、町内7組）



# 広川町歴史的風致維持向上計画が認定されました

新たな町づくりに向けて



▲国土交通省での認定式の様子

広川町で、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進するため、平成20年に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）に基づき認定申請をしていた「広川町歴史的風致維持向上計画」が10月3日に

主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。本町は「稲むらの火」「広村堤防」「濱口家住宅」など本町が有する多くの歴史遺産を今後の町づくりに活かすための計画となっており、歴史遺産を多く有しており、その歴史遺産を活かす計画を作成しており、この認定を受けて本町では文化財の保存継承と周辺の環境整備等を行っています。なお、本町は全国で58番目と歌山県では2番目の認定となります。

「歴史まちづくり法」とは、我が国には、城や神社、仏閣等の歴史上価値の高い建造物とその周辺において町家や街道、水路等の歴史的な建造物とが相まった歴史的な町並みが数多く残されています。こうした地域では、伝統的な祭礼行事、産業、芸能など固有の歴史を反映した人々の生活が営まれていることが多く、様々な風情や情緒、たたずまいが醸し出されています。「歴史まちづくり法」は、こうした良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持向上させ後世に継承するため、平成20年に制定されました。

## 歴史まちづくり法とは

我が国には、城や神社、仏閣等の歴史上価値の高い建造物とその周辺において町家や街道、水路等の歴史的な建造物とが相まった歴史的な町並みが数多く残されています。

こうした地域では、伝統的な祭礼行事、産業、芸能など固有の歴史を反映した人々の生活が営まれていることが多く、様々な風情や情緒、たたずまいが醸し出されています。

「歴史まちづくり法」は、こうした良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持向上させ後世に継承するため、平成20年に制定されました。

## 歴史的風致とは

歴史的風致とは「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」と定義され、ハードの建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されて初めて歴史的風致が形成されるものとなります。



▲稲むらの火



▲広村堤防



▲濱口家住宅

## 文化財盗難について

9月22日、和歌山市で仏像の盗難被害が発生しました。

昨年12月には岩出市で、今年4月には紀の川市で仏像の盗難が発生しています。

つきましては、今後も盗難事件が発生する恐れがありますので、大切な文化財を私たちの手で守りましょう。

### ■文化財の防犯について

- ・不審者の侵入を難しくするため、施錠を含め、建物の入り口や窓、扉などの開口部を強化すること。

- ・不審者の接近、侵入を監視しやすくするため、遮へい物を除去し、周囲の人の目が届くような環境を作ること。

- ・定期的な巡視を行うとともに、不審者を見かけた時は声をかけをし、または不審者については、ナンバーを書きとどめておくこと。



## 森林の立木伐採にかかる許可申請・届出制度等について

地域森林計画区域内で森林の立木を伐採、または開発する場合、森林法に基づく伐採の許可申請や届出が必要です。

畑の裏の雑木林を伐採する場合や、森林を伐採して太陽光パネルを設置する場合なども該当します。また、無届、無許可による伐採をした場合、罰金に処される場合があります。

<伐採及び伐採後の造林の届出>

届出者：森林所有者または伐採の権限を有する者

※伐採、造林を行う者が異なる場合は連名で提出

届出時期：伐採開始の90日前～30日前まで

届出先：産業建設課産業班

場所や内容により、必要な手続きが異なります。



## 情報提供のお願い

### カシノナガキクイムシによる被害について

カシノナガキクイムシは備長炭の原木であるウバメガシなど、カシ類・ナラ類の樹木を枯死させ、森林生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。

平成27年度には日高郡まで被害箇所が北上しており、有田郡市でも今後数年以内に被害が発生し、蔓延する可能性があります。

○確認のポイント

毎年、9月・10月ごろに木全体が枯れます。また、近くで見ると樹幹にフラス（木粉）が出ています。11月中旬を過ぎると紅葉と混ざって分かりづらいますが、紅葉前から枯れている木があれば、情報提供をお願いします。

詳しくは産業建設課 産業班 (☎23-7764) まで